

# 新座市地域公共交通計画（素案）について、皆さんの御意見を募集します。

少子高齢化や生活様式の変化、DXの進展などにより、公共交通に対するニーズは大きく変化しています。一方で、公共交通の担い手不足や運行経費の増加などに伴い、公共交通事業の継続は喫緊の課題となっています。このような状況下においても、市民のニーズに合った持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指すため、地域公共交通計画を策定します。

この度、新座市地域公共交通計画（素案）がまとまりましたので、新座市パブリック・コメント手続条例に基づき、皆さんの御意見を募集します。

## ■ 公表資料

新座市地域公共交通計画（素案）

## ■ 公表場所

交通政策課（本庁舎3階）、情報公開総合窓口（総務課）、市内各公民館（栄公民館は改修工事中のため除く）・コミュニティセンター及び市ホームページ  
※ 市役所の閉庁日及び各施設の休館日は閲覧できません。

## ■ 意見募集期間及び提出方法

### 【募集期間】

令和8年1月1日（木）から同年1月31日（土）まで（必着）

### 【提出方法】

書面により、直接、秘書広聴課に提出していただか、以下のいずれかの方法で提出してください。

郵 送：〒352-8623 新座市野火止1-1-1 新座市役所秘書広聴課 宛

ファックス：048-482-6811（秘書広聴課 宛）

電子メール：市ホームページの「パブリック・コメント」のページの専用  
フォームから送信してください。

## ■ 提出された意見の公表

提出された意見とそれに対する市の考え方については、簡潔にまとめて公表します。なお、提出していただいた方の住所・氏名は公表しません。

## ■ 留意事項

意見を提出できる方は以下のとおりです。

- ・本市に在住又は在勤在学の方
- ・本市に事務所、事業所を有する法人など
- ・本市に納税義務を有する方
- ・本事案に利害関係を有する方

また、提出に当たって使用する言語は日本語とし、提出される方の住所・氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入してください。これらの記載がない場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります。

## ■ 問合せ先

新座市まちづくり未来部交通政策課（048-477-2484）